

はじめに、【教育行政】について質問致します。

○1点目に、学校給食についておたずねします。

12月議会の文教常任委員会で設計図が示され、報告が行われた碩田校区新設校について、地域の保護者を対象にしたグランドデザインの説明会が2月16日と17日の2回で行われ、新設校には給食調理場がなく「センター方式」に変わることが報告されました。当然、保護者の中からは、センター給食になることに驚きの声が上がリ、従来通りの自校式給食を求める声が出されました。

当初、碩田中学校区新設校設計基本方針の中には、「給食調理場は小中共同の調理場とし、ドライシステムを採用すること」と記載されていました。つまり、給食調理場の設置は設計の基本方針の中でも明確に示されていたはずですが、給食のセンター化はこの設計基本方針とは全く異なります。学校給食が担う役割が重要であることは、大分市の学校給食基本方針にも示されており、重要な方針転換だと言わざるを得ません。児童生徒や保護者には、説明や意見集約がないまま強行されることとなります。

学校は災害時の避難所としても拠点となるべき場所であり、多人数に対応できる調理施設を備え持つことの意義は、今日ますます大きくなっていると考えます。新設校の調理設備をなくすことは、特に津波の危険が心配されている地域の防災機能を低下させ、災害時における児童生徒、地域住民の方々の生命維持にも

深く関わる重大な問題です。説明会では、面積が不足するという理由が述べられていましたが、給食調理場は優先的に確保するべきではないでしょうか。そこでお聞きしますが、

①これまでの基本方針から外れ、給食調理場を確保しなかった理由をお聞かせください。

議会において再三に亘る質問に対し、これまで「碩田中学校区適正配置実施計画」に基づきご答弁されてきたと思います。9月議会では「一層魅力ある学校施設の整備を図る」と答弁の中で断言されました。

今回、新設校で実施される全教室へのエアコン設置は、温熱環境に対応した大変評価すべき事だと考えます。しかしながら、食育が重要視されている今日において、給食が小学校1年生からセンター化するのは、残念ながら多くの保護者の期待を裏切ることになります。そこで、おたずねいたします。

②新設校における給食調理場の排除は、今後、小学校給食のセンター化を容認し、小学校のセンター給食の拡大につながるのではないかと懸念が出されています。今後の小学校における自校給食についての見解をお聞かせください。

2005年国会で成立した「食育基本法」は7月に実施され、その後本市においても食育推進計画が策定されました。現在、第2期の取り組みが進められています。

す。食への関心は高くなっており、保護者においても、食材や添加物等にこだわりを持つ方は大勢おられます。碩田中学校校区でも、新設校の給食がセンター化することで隣接校選択制を検討されている方々もおられます。そこでお尋ねいたします。

③小学校での自校給食を重要な要素として捉えている子どもたちや保護者に対して、どのように考えるか、市教委の見解をお聞かせください。

○2点目は学校現場における非常勤職員の処遇についておたずねします。

近年、厳しい財政状況から行革が進み、学校現場においても正規職員が削減される一方、臨時・非常勤職員への置き換えが進み、慢性的な人手不足が生じています。教育活動上の課題に対応するだけでなく、恒常的な業務においても臨時・非常勤職員が基幹的な役割を担っています。市の財政負担で置かれる時間講師や非常勤職員は、今日の学校現場を支える大切な役割を担っており、今や欠かすことができない重要な存在です。県や国に対して、これ以上の教職員定数の削減を行わないよう声をあげていくとともに、学校現場が抱えている深刻な課題に対応できる体制強化こそ、継続して求めていくことが不可欠だと考えます。

現状、非常勤職員の賃金は、生計を営むことができないほどの低賃金となっています。その上、毎年仕事を更新して継続する、極めて不安定な働き方です。中でも、年間賃金200万円以下の、いわゆる「官製ワーキングプア」と呼ばれる状

況は深刻な社会問題となっています。こどもたちの心に寄り添い、学校現場の諸課題に向き合っていくために、臨時・非常勤職員の処遇改善と、安定した雇用の確立を目指すことが求められます。そこでお聞きいたします。

①学校現場における非常勤講師、補助教員、図書館支援員の賃金・労働条件などの処遇改善について、市教委の見解を求めます。

②非常勤講師・補助教員の有給休暇について、昨年度の取得状況はどのようになっているかお聞かせください。

図書館支援員は現在、有給休暇がありません。しかし、学校から依頼があった日のみ勤務する日々雇用の給食調理員の方々には、所定労働日数に寄り、年休は比例付与されています。そこでお聞きします。

③図書館支援員の有給休暇も付与すべきだと考えます。見解をお聞かせください。

○次に、【地域住民生活など緊急支援のための交付金】についておたずねします。

「アベノミクス」による円安と株高によって大企業が空前の利益を上げ、所得が10億円を超える富裕層が倍増している中、8%増税による個人消費の冷え込みは著しく、地域の中小企業の経営を直撃しています。

内閣府が1月に発表したミニ経済白書でも、消費税率引き上げ等による物価

上昇が、個人消費を押し下げたことを指摘しており、物価上昇に見合うだけの賃金アップは実現されていないことも認めています。「アベノミクス」がもたらしたのは貧困格差の拡大であり、押し下げた消費は1兆円弱にのぼると推計されています。

その緊急経済対策が閣議決定されたことをうけ、平成26年度補正予算で「地域住民生活等緊急支援のための交付金」4,200億円が措置されました。結局、更に財源を投じなければ「アベノミクス」は地域へ行き渡らなかった訳です。そこでお聞きします。

①今回の交付金が増税による景気低迷に影響を及ぼし、地域経済の活性化につながるのか、見解をお聞かせください。

大分市の補正予算案の中にも、この交付金で複数の事業が組み込まれておりますが、貴重な財源を投じる以上、増税と値上げに苦しむ住民生活の負担軽減、また地域経済の活性化に波及するよう有効に活用されなければなりません。

今回の事業の中に、プレミアム付き地域振興券発行事業がありますが、これらの事業が低所得者世帯などへの生活支援となるよう検討し、地域の中小企業の経営活性化につながるよう目指すことが求められます。そこで、お聞きいたします。

①プレミアム付き地域振興券はこうした観点から、どのように活用するのか、考え

方をお聞かせください。

○次に【福祉保健行政】についてお聞きします。

いよいよ4月から子ども・子育て支援新制度が施行されるにあたり、現在、急ピッチで保育認定作業が進められていると思います。

今回の新制度の導入で、保護者の就労時間によって、保育時間が標準時間認定11時間と短時間認定8時間に振り分けられ、子どもたちの保育時間に差が生じることとなります。

短時間認定の場合、園によって定められた保育時間、例えば8時から16時とされた場合、16時を過ぎると延長保育料の負担が生じます。子どものお迎え時間が16時を過ぎることが度重なれば、そのことによって延長保育料が生じ、標準時間認定の世帯よりも短時間認定の世帯の保育料の合計金額が高くなるケースが生じることになります。そこで、おたずね致します。

①たとえば就労時間が短時間でも、職場や園との行きかえりの移動時間なども十分に考慮し、できる限り短時間認定を出さないよう配慮すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

平成22年度の税制改正により、平成23年分所得税から、15歳までの年少扶養控除(一人につき38万円)と16歳から18歳までの特定扶養控除(一人に

つき25万円)が廃止されました。しかし、平成24年度以降も、この扶養控除廃止が保育料に影響しないよう、これらの廃止をないものとして所得税額を算定し保育料を決定する、いわゆる「再計算」が行われてきました。

新制度にあたっては厚労省より「再計算」を廃止する旨の文書が出されたことにより、多子世帯ほど保育料が負担増になるケースが生じます。自治体によっては、引き続き再計算の継続を予定している所沢市や、現行水準を維持するとしている旭川市などもあります。大分市においても、多子世帯への負担が生じないように勘案すべきと考えます。そこで、おたずね致します。

②子育て支援の観点から、多子世帯における保育料の負担増が生じないように考慮し、現行水準を維持するため再計算を行う、またはそれに代わる軽減策を検討すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

○次に、保育士の処遇改善についておたずねいたします。

2013年度に「保育士等処遇改善臨時特例事業」が創設され、保育士の処遇改善の必要性を国が認めた形となりました。今回の新制度導入にあたっては、保育士の処遇改善等加算が行われます。

賃金の低さによって引き起こされる保育士不足に対応するため、待遇や賃金の底上げが求められます。しかしながら、保育の現場においても、非正規雇用の保育士の数が増えており、待遇や賃金に格差が生じていないか懸念されます。

不安定な待遇は、子どもたちの命と育ちを保障する保育を脅かします。この新制度において、処遇改善加算は正規の保育士だけでなく、非正規雇用の保育士の賃金にも反映されるようになっており、この点は評価されるべき点です。

しかしながら、賃金が増えることにより、非正規の保育士の労働条件に不利益な変更が生じたり、仕事の負荷が課せられたりしては意味がありません。雇用契約の更新時期にあたり、ある園の非正規保育士の方々から、次年度の待遇が低下するという労働相談も寄せられています。

保育制度全体が大きく改変されようとしている中で、非正規雇用の保育士の処遇改善について、勤務形態や労働条件などへの配慮も必要であると考えます。そこで、お聞きします。

①非正規雇用の保育士の勤務形態や待遇に不利益が生じることがないように、行政側からも指導・喚起を行っていくべきと考えますが、見解をお聞かせください。